



| | |
|-----------|--|
| 媒体名称 | 東京交通会館ビジュアルシート |
| 媒体所在地 | 東京都千代田区有楽町2-10-1 (MAP) |
| 広告料金 (税別) | ※お問い合わせください |
| 製作取付撤去費 | ※お問い合わせください |
| サイズ (H×W) | 3,800mm × 11,400mm |
| 仕様 | インクジェット出力・メッシュターポリン幕背面暗幕付き |
| 照明 | あり (外照式) ※17:00~23:00 |
| 開始日 | 2週間: 毎月2日~15日、17日~30日または31日 1ヶ月: 毎月2日~30日または31日 |
| 申し込み | 決定優先 ※千代田区、交通会館によるクライアント、デザイン及び 企画内容審査があります。調整後に決定となります。 屋外広告物申請の事前相談は、掲出日の6週間前にデザイン提出、 屋外広告物申請の本申請は、掲出日の3週間前に最終デザイン提出 となります。 |
| 入稿 | 2回校正: 掲出開始日の1ヶ月前 1回校正: 掲出開始日の3週間前 |
| 備考 | ・ 強風時は暗幕を開いて風を抜きますので、夜間に建物の明かりが漏れる場合があります。 |
| 訴求対象 | 有楽町駅周辺及びマロニエ通り歩行者 約20万人/1日 |

■法規制について

ビジュアルシート（幕）を掲出するためには、「屋外広告物許可申請」
「東京都景観条例」をクリアにする必要があります。
広告表現の修正を求められる場合がありますので、予めご了承ください。

東京都屋外広告物許可申請

- 屋外で広告物を掲出する際は、必要書類を区役所の「まちづくり推進部 まちづくり総務課 占用係」に提出し、許可を受けてから着工する。

【屋外広告物規制】

・近隣商業地域及び商業地域内で高さ10mを超える建築物に広告物を掲出する場合、屋外広告物の規制を受ける。

【申請書類】

1. 許可申請書(2通)
2. 添付書類(2通)

●図面等

→付近案内図、仕様書、デザイン図(完全着色したもの)、
設計図(配置図、建築物の立面図、屋上平面図含む)、
配線図(ネオンサイン等を使用する場合)

【屋外広告物の種類】

・屋外広告物の種類：広告塔・広告板

※「東京交通会館」様名で申請を出します。

許可申請書類不備がないよう注意！

千代田区景観まちづくり条例

- 千代田区内で一定規模以上の建築物、工作物、屋外広告物の建築などにおいて、景観まちづくりに影響を及ぼす場合、計画段階から届出を行う。

【景観条例の対象】

1. 建築物
2. 工作物
3. 屋外広告物
 - ①届出する行為
屋外広告物の表示、設置、増設、改造、移設または外観の過半にわたる色彩の変更若しくは表示方法の変更
 - ②届出対象
有楽町1丁目、有楽町2丁目、丸の内1丁目、丸の内3丁目、大手町2丁目丸の内1丁目および丸の内1丁目の各一部

【景観まちづくりに係わる行為の届出】

1. 届出の時期
計画を容易に変更することができる時期で、建築確認申請の30日前まで
2. 届出に対する指導・助言・勧告
区は届出を受けた行為について協議し、必要があれば指導・助言・勧告を行う
3. 無届け建築主の公表
届出をしない者、または虚偽の届出をした者、正当な理由なく勧告に従わない者は公表する

【必要書類】

- ①付近見取図②配置図③着色した完成予想図④立面図・平面図⑤現況写真

景観に配慮しているスタンスが重要！

■ 掲出基準について

公共に向けた掲出であるため、以下の通り東京交通会館による掲出基準を設けております。
広告内容が下記に該当する場合は、ご利用をお断りさせていただく場合がございます。

法律・規制に関して

- ・関係諸法規／国際法規に違反しているもの、また信義を損なうもの
- ・各業界が定めている公正競争規約や自主規制等に違反しているもの

業種 他 制限に関して

- ・ギャンブル(パチンコ含む)
基本的には掲出不可とさせていただきますが、公営競技は協議とさせていただきます。
- ・消費者金融
企業広告の場合は、掲出を検討させていただきます。誇大な表現または安易な借入を助長する内容は不可とさせていただきます。
広告主が全国の証券取引所に上場した企業、または未上場の企業であっても相当の組織及び実績があると東京交通会館が認めた企業の場合は、掲出を検討させていただきます。
- ・たばこ
企業広告やマナー広告の場合は、掲出を検討させていただきます。喫煙を助長する内容は不可とさせていただきます。
- ・美容整形
基本的には掲出を不可とさせていただきます。
- ・墓地・霊園・墓石・葬祭場など
基本的に掲出は不可とさせていただきます。
- ・宗教・宗派
基本的には掲出を不可とさせていただきます。
- ・性風俗特殊営業に該当する業種
基本的には掲出不可とさせていただきます。
- ・東京交通会館及びテナント競合他社
基本的には掲出を不可とさせていただきますが、東京交通会館が認めた企業の場合には、掲出の検討をさせていただきます。

ビジュアル表現に関して

- ・広告の責任の所在や実態、内容が不明瞭なもの
- ・虚偽、誇大な表現により誤認をあたえるもの
- ・犯罪や暴力を肯定、示唆、助長、美化し、社会的秩序を乱すもの
- ・青少年の健全な育成を妨げるもの
- ・猟奇的な表現などのより、不快感や恐怖心を起こさせるもの
- ・特定の宗教、政治活動思想団体を擁護し、中立の立場を欠くと判断されるもの
- ・他人の肖像(氏名・写真など)、談話、著作物などを無断で使用しているもの
- ・誹謗中傷や名誉毀損、プライバシーの侵害などのによって、基本的人権を損なうもの
- ・人種、民族、国籍、出身地、性別、身体的特徴、病氣、職業境遇、思想信条などで、不当に差別をするもの
- ・過激な性表現やセクシャルハラスメントにあたるもの、またそのように感じさせるもの
- ・公共空間の品位や美観を損ない、環境を悪化させるもの